

消費税改定に関する F A Q

Q1. 現在支払いをしている契約についての消費税はどうなりますか？

- ①ファイナンスリース、割賦販売契約については税務上「資産の譲渡」が行われたものとして扱われる為、契約開始時点の税率（5% or 8%）のままとなり、税率の変更はありません。
- ②オペレーティングリースについては、税務上「資産の貸付」が行われたものとして扱われる為、リース料お支払い時点の税率が適用されます。
2019 年 10 月 1 日（以下施行日といいます）より前のお支払分につきましては、税率 8%となり、施行日以降のお支払分につきましては、税率 10%となります。

Q2. 再リース契約の消費税はどうなるの？

- ①再リース料を一括にてお支払い頂く場合
施行日より前に開始される再リース料は税率 8%、施行日以降に開始される場合は税率 10%となります。
- ②再リース料を分割にてお支払い頂く場合
施行日より前に開始される 9 月分再リース料までは税率 8%が適用され、10 月分以降の再リース料（施行日以降分）につきましては、税率 10%が適用されます。

Q3. 施行日より前に契約を締結すれば税率 8%のままになるの？

消費税の判定時期は、「契約日」ではなく「リース・割賦開始日」となります。
開始日が施行日より前であれば税率 8%、施行日以降であれば税率 10%となります。
※Q1、Q2 の通りオペレーティングリース、再リース契約の分割払いについては、
開始日、更新日を問わず施行日以降のお支払いにかかる消費税は税率 10%となります。

Q4. 10 月分から消費税が 10%となったら、（2%分）損となりますか？

- ①貴社が非課税事業者でなければ、増税分が損となることにはなりません。
- ②消費税の仕組みは、事業者が「売上」に対する税額と「支払い」に対する税額の差額を精算（納付）するものです。
- ③その差額がプラスの場合は事業者が消費者に代わって納税しなければならず、マイナスの場合は還付を受けることになり、損得の概念はありません。

その他、ご質問等につきましては、営業担当者までお問合せ下さい。